

郡山市婦人団体協議会育成補助金交付要綱

昭和57年9月1日制定
平成15年4月1日一部改正
平成22年7月1日一部改正
平成27年7月1日一部改正
令和7年3月17日一部改正
〔教育総務部生涯学習課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会における女性の地位向上及び社会参加の促進を目的に女性団体の中核として婦人教育を行う郡山市婦人団体協議会(以下、「団体」という。)の活動が本市における明るく住みよい地域社会の推進に寄与するものであるため、団体に対し、補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は団体の運営に要する経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、使用料、賃借料及び研修等に係る参加負担金とし、補助金の額は予算の範囲内で定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 会則
- (2) 役員名簿

(軽微な変更の範囲)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、規則第14条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は事業報告書とする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により団体に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、改正後の郡山市婦人団体協議会育成補助金交付要綱の規定は、平成15年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。